

告 示

埼玉県告示第四百十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）

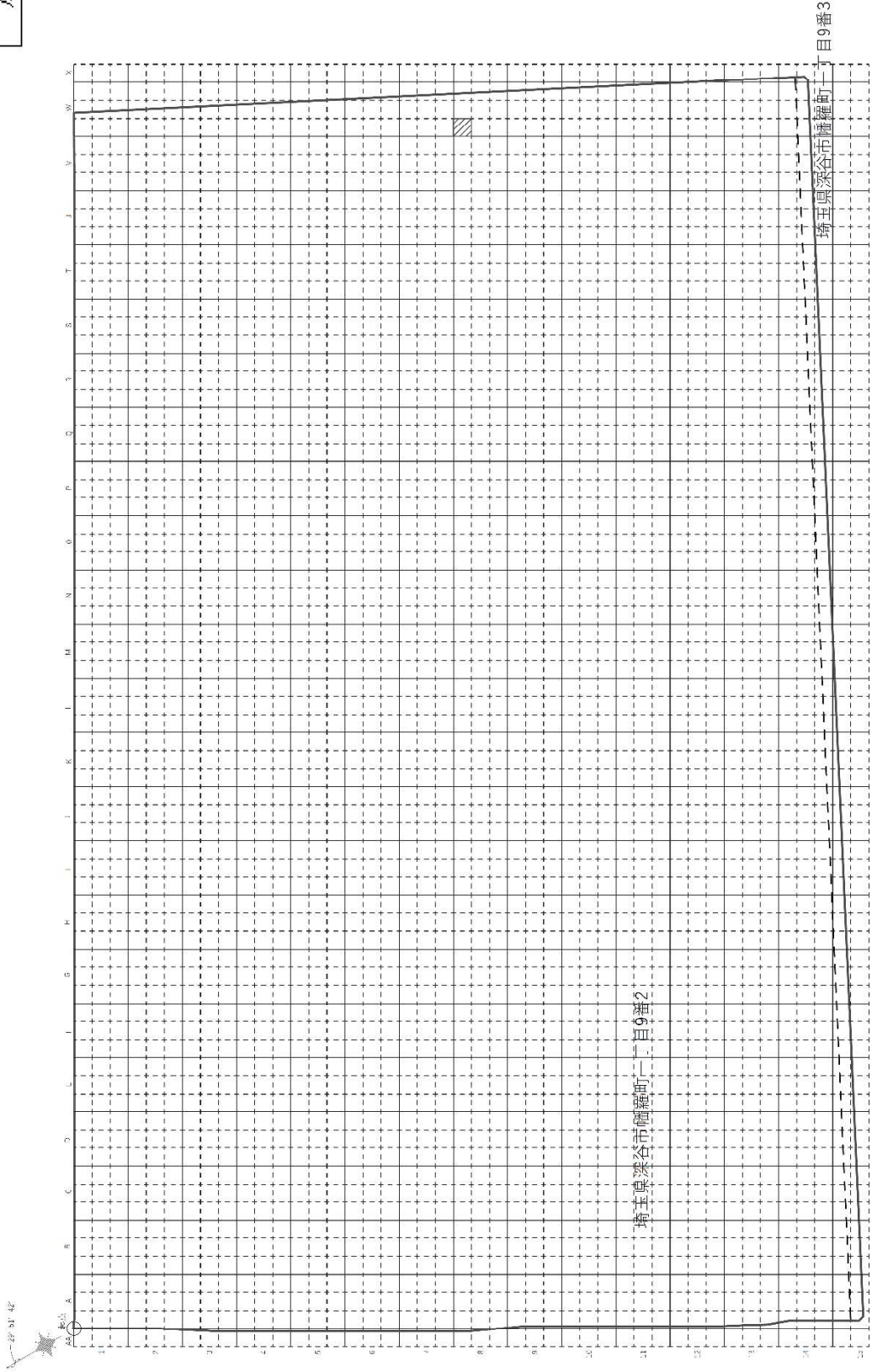
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



【北点】内工側線分界線標柱一丁目9番2の東北端より西に0.95m、西に0.20m移動した位置とする。
 (平成28年8月25日告示に係る現在道路の北点と同一位置)

【格子の距離角】29° 51' 42"

北点をより直交方向及び西北方向に引いた線及びこれをと平行して10m間隔で引いた線により構成される区画線、北点を中心として右方向に回転させた位置を示す。

- 【凡例】
- 敷地境界
 - 提案道路に構定する区画
 - 既存
 - 30m格子
 - 単位区画

